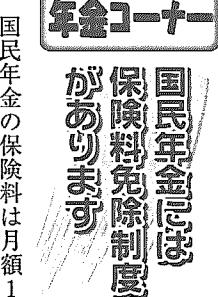


保健福祉だより

9月

年金コーナー

国民年金には 保険料免除制度 があります



民年金保険料の免除申請・承認された方で引き続き、平成16年7月以降も申請を希望される場合は改めて手続きが必要です。

国民年金の保険料は月額1,300円(平成16年度)ですが、所得が少ないなどの理由により保険料負担が困難な人のために、申請することにより保険料が免除される「申請免除制度」があります。

申請免除制度には「全額免除」と、「半額免除」の2通りあり、原則前年の所得に基づいて審査を行うことになります。

申請免除についてのご相談や手続きは、お早めに役場国税庁窓口へおたずねください。

また、免除を受けた期間は、年金を受けるための資格期間については算入されますが、老齢基礎年金の年金額は、保険料を納入した場合と比べて、全額免除期間については3分の1、半額免除期間としては3分の2となります。

ただし、半額免除された期間については、半額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

平成15年度(平成15年7月から平成16年6月の間)に国は3分の2となります。

年金を受けるための資格期間については算入されますが、老齢基礎年金の年金額は、保険料を納入した場合と比べて、全額免除期間については3分の1、半額免除期間としては3分の2となります。

ただし、半額免除された期間については、半額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

平成15年度(平成15年7月から平成16年6月の間)に国は3分の2となります。

年金を受けるための資格期間については算入されますが、老齢基礎年金の年金額は、保険料を納入した場合と比べて、全額免除期間については3分の1、半額免除期間としては3分の2となります。

ただし、半額免除された期間については、半額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

年金を受けるための資格期間については算入されますが、老齢基礎年金の年金額は、保険料を納入した場合と比べて、全額免除期間については3分の1、半額免除期間としては3分の2となります。

ただし、半額免除された期間については、半額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

ぜひ一度作ってみてね!

おねえさんの料理

「高野豆腐の印籠煮」



材料(4人分)

- ・高野豆腐.....4個
- ・豚挽き肉.....40g
- ・にんじん.....1/3本
- ・しょうが.....3g
- ・酒・醤油.....小さじ1づつ
- ・片栗粉.....小さじ1
- ・だし.....1000cc
- ・みりん、醤油、砂糖.....7.10.2cc位

作り方

- ①高野豆腐を水に浸してやわらかくする。
- ②十分に水を含んだ豆腐をよく絞り、ななめに半分に切り、切れ目を入れて袋をつくる。
- ③にんじん、しょうがをみじん切りにして豚挽き肉とあわせる。
- ④③に酒、醤油で下味を付け、つなぎに片栗粉を入れてよくこねる。
- ⑤袋状にした高野豆腐にたねをつめる。
- ⑥だし、みりん、醤油、砂糖を入れ好みの味になるよう調節し、一度煮たたかせる。
- ⑦たねを入れた高野豆腐を入れて落としふたをして煮て、十分火が通ったらできあがり。

ぜひ一度作ってみてね!

シルバーリングセンター 入会説明会

シルバー人材センターでは、仕事を通じて地域に貢献する健康で働く意欲のある、概ね60歳以上の方を募集しています。まずは入会説明会にご参加ください。

○とき 8月25日(水) 午後1時30分(

○ところ 白根市産業厚生会館(1F大会議室)
○問い合わせ 白根地域シリバーリングセンター
○電話番号 312154

月潟村敬老会 のお知らせ

平成16年度月潟村敬老会を9月11日(土)、農村環境改善センターで行います。対象者は昭和5年3月31日以前に生まれた方と同日までに70歳以上のひとり暮らしの方です。

昭和29年4月1日から同30年3月31日までに婚姻届出をされた方々で現在夫婦とも村に住んでいる方は金婚表彰に該当しますので、8月20日(金)までに保健福祉係へ申し出て下さい。村以外に届出をされた場合や当時親が届出をしてはっきり届出日がわからない場合も役場で確認しますので、必ず連絡をお願いします。

29 水	28 火	14 火	8 水	7 火	日 曜 事 業 名
(後遺症者の集い)	乳がん、骨粗しょう 症特定年齢検診	第3回ひよこ学級 午後1時30分(機能訓練 (後遺症者の集い)	機能訓練 (後遺症者の集い)	定例健康相談会 午後1時30分(
犬の取り締まり日 3日(金) 10日(金) 17日(金)	1歳6か月児健診 午後1時15分(1歳6か月児健診 午後1時15分(脳卒中及びその他後遺症者 一般住民	脳卒中及びその他後遺症者 一般住民	会場
	平成15年4月1日～平成15年2月1日～5月31日	平成15年4月1日～平成15年2月1日～5月31日	年3月31日生まれの乳幼児16歳の その保護者	年3月31日生まれの乳幼児16歳の その保護者	保健福祉 センター

●9月休日救急在宅当番医●

[外科系] (午前9時～午後6時)

5日 西川町 高橋整形外科クリニック
0256-70-4020

12日 分水町 本間 医院
0256-98-2350

19日 吉田町 県立吉田病院
0256-92-5111

20日 吉田町 吉岡 医院
0256-92-7887

23日 湯東村 湯東けやき病院
0256-86-3515

26日 分水町 本間 医院
0256-98-2350

*内科・歯科は、休日夜間急患センターへ
0256-72-5499

民年金保険料の免除申請・承認された方で引き続き、平成16年7月以降も申請を希望される場合には改めて手続きが必要です。なお、国民年金には10年前までの免除期間について、保険料を遡って納付することがあります。(承認を受けた年度末から2年を経過すると当時の保険料額に加算ができます。)追納についてのご相談はお近くの社会保険事務所へおたずねください。

民年金保険料の免除申請・承認された方で引き続き、平成16年7月以降も申請を希望される場合には改めて手続きが必要です。なお、国民年金には10年前までの免除期間について、保険料を遡って納付することがあります。(承認を受けた年度末から2年を経過すると当時の保険料額に加算ができます。)追納についてのご相談はお近くの社会保険事務所へおたずねください。

民年金保険料の免除申請・承認された方で引き続き、平成16年7月以降も申請を希望される場合には改めて手続きが必要です。なお、国民年金には10年前までの免除期間について、保険料を遡って納付することがあります。(承認を受けた年度末から2年を経過すると当時の保険料額に加算ができます。)追納についてのご相談はお近くの社会保険事務所へおたずねください。

出されているのが見受けられます。
燃えるごみ・燃えないごみは、指定袋に収納し、ゴミステーションへ出してください。粗大ごみは、処理券を貼って環境課へ申し込んでください。
事業所のごみは、ステーションへ出せませんので、指定袋又は処理券によりグリーンタワーへ直接持ち込むが許可されています。